

令和8年度 静岡県ウェルビーイングパブリックピッチイベント業務委託仕様書

1 事業目的

静岡県では、県民幸福度日本一の実現に向け、「ウェルビーイング」の視点を取り入れた、県政運営を行っている。

本県の行政課題に対し、県民幸福度の向上に資する民間企業のノウハウによる課題解決の提案をピッチ形式で行う。

2 委託業務の期間

委託契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

3 業務の概要

区分	内容
開催時期	令和8年9月中旬
登壇者	県内外の民間企業
聴講者	知事、副知事、関係部局長など
開催概要	本県の行政課題に対し、県民幸福度の向上に資する民間企業のノウハウによる課題解決の提案をピッチ形式で行う。

4 業務の内容

本県の行政課題に対し、県民幸福度の向上に資する民間企業のノウハウによる課題解決の提案をピッチ形式で行うこと。

(1) イベント概要

区分	内容
目的	本県の行政課題とそれらを解決できるソリューションを有する県内外の民間企業をマッチングさせることで、行政課題の解決を図ると共に、県民のウェルビーイング向上を目指す。
開催方法	オフラインで開催し、ピッチ会の様子を配信(ZOOM等での配信を想定)する。 会場は、県庁内で確保する。
開催時期	令和8年9月中旬頃に開催する。
登壇対象	県内外の民間企業とする。
登壇者数	5社程度を目安とする。
その他	登壇企業と県庁の関係部局とのマッチングが促進されるようイベントを運営すること。

(2) 委託業務の範囲

項目		内容
全体	事務局の 設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を実施する事務局を設置し、履行期間中に携わる十分な人員を配置・確保すること。
	進捗報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県への事業の進捗報告等を行う会議を、オンライン等で定期的に行うこと。 ・ また、会議の進行や議事録の作成を行うこと。
募集	登壇者の 募集・選考・ 伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に県が集めた行政課題について、部局とヒアリング等を実施し、登壇者の募集・選考に向けて、ブラッシュアップを行うこと ・ ピッチイベントの登壇者を募集すること。なお、登壇対象者は、県内外の民間企業とする。 ・ 募集する提案は、県から示された行政課題を解決する提案とする。 ・ 必要に応じて、応募フォーム等を作成し、申込に対応すること。 ・ 必要に応じて、県と協議の上、書類審査や面談審査を実施し、実際に登壇する民間企業を選定すること。 ・ 登壇企業の提案内容のブラッシュアップに対応すること ・ 登壇する民間企業との各種調整（日程調整、登壇手順等の説明、イベント当日の案内等）を行うこと。
	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ等を作成し、イベント開催の周知に努めること。 ・ イベントに係る HP は県が用意する。
当日 イベント	イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピッチイベントは、聴講者に対して、登壇者がプレゼンテーションを行う方式とする。 ・ 司会や進行等は県が行うが、オンライン配信（ZOOM 等での配信を想定）を実施すること。 ・ 登壇企業と県庁の関係部局とのマッチングが促進されるよう、ピッチ会後に名刺交換会を開催することが望ましい。

(3) 納品物

- ・チラシ、登壇者、聴講者データ
- ・イベント開催時の写真
- ・実施報告書（実施日、イベント概要、参加状況、次回イベントに向けた改善案）
- ・その他県が指示したもの

5 著作権等の知的財産権の取扱い

- (1) 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等）並びに肖像権及びパブリシティ権等（以下、「知的財産権等」という。）について処理済の素材を使用することとし、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本委託の成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証し、映像、イラスト、写真、人物、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ県に通知するとともに、第三者との間で発生した知的財産権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 受託者が作成した本契約の成果物に関する所有権及び著作権は、作成した時をもって受託者から県に無償で移転し、県に帰属する。
（ただし、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有する物の知的財産権等は、受託者または当該第三者に留保されるものとする。）
- (4) 成果物に関する著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 成果物に関し、第三者から知的財産権等の侵害の申立てを受けた場合、県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (6) その他、知的財産権等に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

6 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

7 災害時の対応

- (1) 災害や事故に備えた危機管理体制を整備し、緊急時には迅速な対応を行うこと。

- (2) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、本業務の実施時期を変更する必要があると県が判断した場合は、双方協議の上、実施時期を変更するよう努めること。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、業務の一部又は全部が実施できない場合は、双方協議の上、契約の変更又は解除をする可能性があることに留意すること。
- (4) 上述以外の特に定めのない事項については、県の指示に従うものとする。

8 その他

- (1) 上記のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案し、県と協議の上実施すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (3) 本業務において、個人情報を取り扱う作業を行う場合は、起こりうるミスやインシデントを想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- (4) 本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、県及び受託者の協議により決定する。
- (5) 本業務は、県の監査対象である。